

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
及び消費経済審議会製品安全部会合同会議

議事録

日時：平成29年3月19日（月）10：00～12：00

場所：経済産業省本館17階 第1～3共用会議室

・開会

○和田製品安全課長 ただいまから産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会及び消費経済審議会 製品安全部会 合同会議を開催させていただきます。

委員の皆様方につきましてはご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、福島大臣官房技術総括・保安審議官からご挨拶をさせていただきます。

○福島大臣官房技術総括・保安審議官 すみません、私、立ってご挨拶すべきところなのですが、立つとマイクが遠くなりそうなので座って失礼します。

今日は2つの部会と小委員会の合同ということで多くの委員の方に朝からお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

また保安の関係ですけれども、昨年の7月に産業保安が新しく、それまでの商務・流通と分離をいたしまして、独立して産業保安、製品安全プラス電力、ガス、産業関係の保安を一緒にやっておりますので、そういった意味でもまた引き続きよろしくをお願いします。

詳細は後ほど説明があると思いますけれども、製品安全の事故に関しましては平成29年が873件ということで、前年比59件増えているということでもあります。したがって、技術が進展して事故が減って安心ということではなくて、まだまだ事故は減っていないという状況になっています。

本日は幾つかの議題がございますけれども、1つはリコールの効率・向上に向けてとい

うことで、売られてからリコールの開始が遅くなると回収率がなかなか100にならないという問題があって、これは実態とかけ離れているような状況もあるものですから、それについて少し問題提起をさせていただきたいという点がございます。また長期使用製品安全点検制度につきましても10年たとうとしていますが、これも思ったように登録率が高くないというような製品もありますので、こちら辺についても現状をお伝えしながら少し課題についてご議論をいただければと思っています。またもう一点はインターネット取引が当然ながら更に増えてきておりまして、従来の店舗で流通が進むというところからそういったインターネット取引において一部法律に違反するような製品の流通もあります。従って、インターネットモール事業者との意見交換会を昨年からは開始をしているところではあるのですが、そういったように製品の多様な流通があったり、または新しいIoTとか新しい技術進歩がある中でこういった点に取り組みれば更に製品安全の事故を減らせるのかという点について今日は短い時間ではありますけれども、ご議論をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○和田製品安全課長　　ありがとうございました。

本日の審議会ですが、ご案内のとおり産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会と消費経済審議会 製品安全部会の合同開催となっております。つきましては、製品安全小委員会の三上委員長、製品安全部会の升田委員長からもご挨拶をいただきたいと存じます。

○三上製品安全小委員会委員長　　それでは、まず私のほうから、製品安全小委員会の委員長の三上でございます。

今、審議官のほうからもお話がありましたように事故も増えている、それからまたリコールの問題、長期使用の製品の問題、あるいは新しいタイプの製品事故の問題など今日も大変たくさんの議題が議論を予定しておりますので、皆さんからぜひ積極的なご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○升田製品安全部会委員長　　升田でございます。

私は今日は気持ちの面でもサブのつもりでございましたのに挨拶をせよということですが、皆様方ご承知のとおりいろいろ新たな問題も発生しているものもありますし、するかもしれないというものもあるものですから、今日はこういうことで関係の方のご意見を伺い、いろいろ今後の対策を練っていこうということでございます。ひとつ関連なご意見をいただきまして、できるだけ前向きに進められるようになればいいなと思っております。

すので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○和田製品安全課長 ありがとうございます。

以後の議事進行につきましては三上製品安全小委員会委員長にお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、三上委員長、よろしくお願ひいたします。

○三上委員長 では、まず事務局より委員の出欠の確認をお願ひいたします。

○和田製品安全課長 本日、製品安全小委員会につきましては佐藤委員、佐々木委員がご欠席されております。それぞれ金谷様、尾身様に代理出席をいただいております。製品安全部会につきましては河津委員、新倉委員、また製品安全小委員会の委員もご兼任いただいております佐々木委員がご欠席されております。

その他、お時間の都合から事務局、それから出席の委員、オブザーバーのご紹介は座席表をもって替えさせていただきます。よろしくご了承をお願ひいたします。

○三上委員長 それでは、会議の定足数について確認をさせていただきます。

製品安全小委員会については委員の出席者が過半数を超えておりますので、成立することを確認いたしました。

なお、製品安全小委員会ですけれども、先ほど審議官のご説明の中にもございましたが、今日はお手元の参考資料1に資料が入っておりますけれども、経済産業省の組織再編に伴い昨年の7月5日付で産業構造審議会令改正に伴い所属分科会が商務流通情報分科会から保安・消費生活用製品安全分科会に変更された旨、ご報告をさせていただきます。

製品安全部会の成立につきまして、升田委員長よりご確認をお願ひいたします。

○升田委員長 ご報告いたします。製品安全部会につきましても委員の出席者が過半数を超えておりますので、成立することを確認いたします。よろしくお願ひいたします。

○三上委員長 では、続きまして配布資料の確認を事務局よりお願ひいたします。

○和田製品安全課長 経済産業省では審議会等のペーパーレス化を進めておりますので、本日もタブレットにより電子媒体をご覧いただく形式とさせていただきます。座席表、それから委員の名簿、資料1～5、資料6は6-1、6-2、6-3、6-4、それから参考資料1と2という形になっております。お手元のタブレットでは既に資料が参照できる状態になっておりますので、資料を参照される際には資料番号を付したファイルをタップしていただければと思います。不都合等ございましたら挙手なり事務局にサインを送っていただければと思います。本日の配布資料につきましては先ほど申し上げましたが、タブレット

上資料1から資料6-4、参考資料1と2となっております。

それから、議事進行の際、ご発言いただく際にはお手元のマイクスタンドのボタンを押していただきますとマイクのスイッチが入ります。ご発言を終わられた際には再度ボタンを押していただきましてスイッチを切っていただくと、そういう運用にさせていただければ幸いです。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。まず議題の1番「平成29年製品事故発生状況等について」及び議題の2番「リコールの効率向上に向けて」につきまして、事務局の製品安全課よりまとめてご説明いただいた後、質疑の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○和田製品安全課長　　それでは、資料1「平成29年製品事故の発生状況等について」の資料をご参照ください。

最初、1ページ目ですけれども、重大製品事故報告・公表制度という制度の説明資料がございます。2007年以降、消費生活用製品安全法が改正されまして、重大製品事故につきましては事故の発生を知ったときから10日以内に消費者庁に報告をすることが義務付けになりました。販売事業者については製造・輸入事業者への通知を受け、製造事業者・輸入事業者が報告をするということがございます。この報告は遅滞なく週に2度ほど重大事故として消費者庁から公表されますし、その事故内容について特に製品に起因するものについては経済産業省及び所管省庁が原因究明に努める。当省につきましては、製品評価技術基盤機構（NITE）に原因究明調査を指示いたしまして、その報告に基づき必要な注意喚起、命令・指導等を行って、製品事故の再発防止を図るという仕組みになっております。

これに基づきまして重大事故情報の状況をあらわした表が2ページ目でございます。平成29年の製品事故受付件数は昨年度の814件から増えまして873件になっております。死亡事故も平成28年の29件からふえて35件ということになっております。

年々の件数の推移をあらわしましたのが3ページ目でございます。近年、重大事故につきましては減少傾向にあったわけですが、平成29年につきましては久方ぶりの件数の増ということがございます。この分析につきまして、これからご説明申し上げます。

4ページ目をご参照ください。まず重大製品事故件数が増加している主な製品についての分析でございます。まずノートパソコン、スマートフォンにつきましては近年の事故件数の推移を、少し小さくて恐縮ですが、表にしてあらわさせていただいております。これ

を事故を起こした年度と普及率を付き合わせて分析したのがその下のグラフでございます。ノートパソコンの事故が多いゾーンということで青い線に点線掛けしておりますが、2010年から2012年につくられたノートパソコンが平成29年に事故を起こしているものが多いということでございます。これは、この当時はノートパソコンの電池がニッケル水素からリチウムに推移していた時期でございます。リチウムイオン電池の製造については慎重な取り扱いが必要ですが品質管理が十分でなかったため、リコールを行っている事業者が多かったということでございます。したがって、普及台数からみると増えていないように見えるかもしれませんが、リチウムイオンを搭載したノートパソコンという意味ではまさに台数が増えている時期でございます、その品質管理の不備と相まって現在事故が増えているということでございます。これにつきましては充放電の繰り返しによってリチウムイオン電池が短絡を起こしやすくなるという事象が知られておりまして、製造事業者による劣化抑制策、例えばバッテリーマネジメントなどの施策がとられておりますし、品質管理が不備なものについてはリコールが多かったということでございますけれども、台数の増は今後、影響はそれほどないとはいってしましても、事故件数は当面、このぐらいの件数になり得る可能性がございます。これにつきましては後ほどご説明しますが、当省としても原因分析を進め、再発防止対策を検討していきたいというふうに考えております。

スマートフォンにつきましては使用頻度がノートパソコンより高いということで、より手前の2012年から15年の製造のものが事故を起こしております。普及率から見ましても60%以上でまだまだ増加している中での事故でございます、事故原因を分析いたしますとかなり充電中の発火ということで品質管理上の疑いがあるもの、それから外力、無理な力が外から加わったことによる事故というのも多くて、これは扱い方の問題ではございませんけれども、これらが相まって事故件数をふやしているという状況でございます。これもノートパソコンと併せまして再発防止対策を考えていく必要があるというふうに考えております。

それから、太陽光発電機器でございます。導入から10年以降経過した製品が経年劣化により事故を起こしているゾーン、2004年から2006年に設置された太陽光発電のものと2013年ころに据え付けが不備でネジ止めがうまくいっていないとかそういう事故が多かったということで、この2つの要因による事故の増加が見られております。太陽光発電は新エネルギーの推進によりまして設置台数が増加傾向でございます。先ほど申し上げた事故原因内容でみる限りは設置工事の不良に帰すものがかなり多いということでございまして、これ

につきましては当方の事故対策室が産業界と協力しまして設置事業者の普及、能力向上に努めているところでございます。

続きまして、5ページ目でございます。重大製品事故件数が減少している製品、その他の分類でございます。ガスコンロと石油給湯器、石油風呂釜につきましては図にお示ししましたとおり平成20年度の立ち消え安全装置の義務化、それから石油給湯器については平成21年に空焚き防止装置等の義務化を講じたところでございますけれども、これが功を奏しまして事故については長期的に減少傾向にございます。一方でIH調理器については近年増えたり減ったりという変動性が見られております。これは東日本大震災後、実需が90万台から80万台程度に減ったということではございますが、近年また安定して出荷がされているということでございます。事故原因の分析をいたしますと、個別の設計不良や管理不良によるものがかなり多い。それからガスコンロと風呂釜と比べますと可燃物を搭載していないということから個別のショートで終わるということで大きな火災にはならないということではございますが、個別の設計不良ということが多いということから、個別の事故対策、事故原因究明に基づく事業者の対策をしっかりと進めていく必要がある分野だと思っております。当方も個別の指導を強化しております。

5ページ目後段でございますけれども、特殊要因による事故件数の増が見られるものでございます。電動アシスト自転車が6件から17件に増えております。これは当初は国産メーカーによる電動アシスト自転車が多かったということでございますが、平成29年ころから輸入品、特にオンライン販売による電動アシスト自転車が増えてきているということでございます。それがリチウムイオンだけではなくて、そもそもの作りが問題だという製品が事故を起こしております。これについてはインターネット取引の監視を強化しまして、適切な製品が流通できるような対策を講じていく中での対応となるかと思っております。インターネット取引についてはまた追ってご説明申し上げます。

あと温水洗浄便座と電気ストーブでございますけれども、温水洗浄便座が2件から9件、平成29年には7件増えているわけでございますが、これは2007年に製造された製品のリコール製品が平成29年に多発したということでございます。リコールを早く進めていればかなりこの手の事故が防止できたと考えておりました、リコールの効率性を向上させるという中で電気温水洗浄便座についても対応してまいりたいと考えております。電気ストーブにつきましては、普及台数が非常に多いという特性がございますし、使用中の不適切な取り扱い、可燃物を近くに置いたり、それに引火する事故というのが非常に多いということ

でございます。それから、ダイオード等の部品の品質管理不良が火災につながるということでございまして、これらについてもリコールの適切な対応により製品に起因する問題がわかっていたものについては回収などを講じていくことで対応していきたいというふうに考えております。

6 ページ目でございます。以上のように製品事故につきましては経済産業省及び製品評価技術基盤機構による原因究明ということを進めております。進捗状況についてご説明申し上げているのが6 ページ目の表でございまして、27、28年は製品起因のものが大体3割程度、誤使用や製品起因でないものが4割程度ということでございます。29年につきましては原因究明がまだ途上のものということで調査中のものが5割くらいございますけれども、27、28年と同じぐらいの割合で推移するものというふうに考えております。

資料1のご説明は以上でございます。

続きまして、資料2でございます。先ほどもご説明中、リコールの途中にある製品による事故ということをご説明申し上げました。この効率性向上に向けての取り組みでございます。

まず1 ページ目でございます。私どもとして製品事故の対策としてリコールを事業者が取り組んでいる場合は、自主リコールの届出の受け付けをいたしております。重大事故を契機とするリコール、それから重大事故に至らない非重大事故の事故報告も製品評価技術基盤機構で受け付けておりまして、この非重大の事故を契機とするもの、この2つのカテゴリーで都合、年間100件程度のリコールの届出を受け、フォローアップをしております。平成29年におきましては、たまたまという表現が適切かどうかわかりませんが、季節変動的な要因で59件ということで減っておりますが、近年の推移を見ますと大体3桁近い数のリコールがその年々で開始されるというふうに理解しております。

2 ページ目をごらんください。リコール製品が重大製品事故にどのように関連しているかというご説明でございます。現状、重大製品事故の約1割程度はリコール対象製品が引き起こした事故ということでございます。特に、製品に起因しない使用上の過程による事故というものもございますので、これを差し引いて製品起因として判断された重大製品事故だけで見ますと実にその45%がリコール対象製品、つまり事故原因がわかっている、製造事業者が回収をしている途上であって消費者の手元にある製品が事故を起こしているというものでございます。したがって、リコールをできるだけ効率的に進めていくということがこの種の事故の削減に寄与していくということでございます。

3 ページ目をごらんください。リコール対象製品による重大製品事故の発生状況でございます。件数別では2 ページ目で既に申し上げたとおりでございますが、これが重大事故の再発に結びつく製品というものもかなりございまして、これらのリコールを進めていく必要があるということでございます。

一方でリコールを進めていく途中で様々な課題も浮かび上がってまいりました。4 ページ目をご覧ください。まずリコールは長く継続したからといって回収率が上がるわけではございません。回収をスタートして2 年未満で80%、100%の高い回収率に至る製品群がある一方で、6 年、8 年、10年以上をかけても回収率が20%未満、20%~40%という回収率が上がらないものも多く、両極化している現状でございます。

5 ページ目をごらんください。リコールにおいては消費者への周知が非常に重要ということでございますけれども、ダイレクトメールや社告などに資金不足により周知ができていないものというののもあろうかと思いますが、その一方で長期間、リコールを続けていて進捗率が上がらないのですけれども、どのような取り組みをしているかということをお聞きした限りにおいては、かなり社告もやられている、メールも出されている、ホームページにも出されている、様々な施策を講じたにも関わらず回収率が上がらない、そのような事例も見られているところでございます。

6 ページ目をごらんください。それでは事業者別の品質管理体制とそのリコールの関係があるかということでございますけれども、短期で回収率が高いものを分析すると、その5割以上は実は中小企業であるということで、リコールを実施する企業の規模と回収率との相関はないということでございます。それから、分野別にリコールの回収率の良いもの、悪いものを並べてみたのが6 ページ目、右側の表でございますけれども、電気ストーブは普及台数が多くてその割には長く使用される製品ですので、製造中止後、かなりの期間がたってからのリコールというのが多いということで長期に関わらず低回収率のものが多いというものがございしますが、それを除けばどの製品分野がリコールについて成績が良いかということが見られず、特に分野によりリコールに適している、適していないというものはないというふうな傾向がみえるかと思えます。これまでの分析でわかることといたしましては、リコールのノウハウが局在化しているのではないかと、端的にいうと業界単位どころではなくて、個社でリコールのノウハウが閉じているのでリコールをすごく苦労されている企業、それからリコールの経験のない企業でノウハウの差がかなりあるのではないかと。一方で製品のジャンルや企業規模によってリコールができる、できないというそのような

相関はないのではないかと、そのように分析をしております。

7ページ目をごらんください。リコールの進捗について今までもご説明申し上げておりましたけれども、製品は一般的に買い換えや廃棄がそのうち進みますので、市場に出ている製品の残存数は年数と共に減っていくわけでございます。ところが、販売台数のうち何台残っているかということがわからない場合はどうしても出荷時の販売台数が100%であって、これに対してどれだけリコールしたかということをはからざるを得ないということでございますけれども、そうしますと、グラフの緑のところは比較的早期にリコールを実施しますと未回収分がまだまだあっても回収分的には高くみえる。右側の赤い線のようにある程度の年数が経過してからリコールがスタートした場合は、本当に回収できるものに対して実際に回収した割合は緑側に比べて高いので実際の回収できた可能性としては頑張っているのですけれども、回収率としては緑線より低いですから回収分がどうしても低く出るといった傾向がございます。このように市場に投入されてからの残存率の減少を加味しなければ正しくリコールをどの程度進めているかということが評価しづらいのではないかとということでございます。

参考まででございますけれども、8ページ目には販売時点からどのぐらいの時間がたつてリコールしたかということと、実際の回収率の関係を我々が受けたリコール報告に基づいて分析をしたものでございます。販売時点からリコール開始までが5年前後のものは70%~80%、物によっては98%の高い回収率になってまいります。これが10年を過ぎますと回収率は50%以下になってしまいます。それから20年近くたちますとどんなに頑張っても20%~30%の回収率にしか至らないということでございます。このように販売時点からの時間の経過ということを考えなければリコールの回収率というのが評価しづらいということでございます。

9ページ目でございますけれども、残存台数は信頼に足る公的なデータがなかなか少ないということでございますけれども、統計的な手法による調査をすると推計残存率という把握は可能ではないかということでございます。これらの残存率を計測し、年々に応じてアップデートしていく、そのようなことを行いまして、リコールの回収率の評価に使っていけないかということを考えております。

10ページ目でございますが、この課題に向けまして、産業界側で実際に検討を進めております。家電製品協会さんと日本ガス石油機器工業会さんのほうでデータ収集に基づく手法の検討をしております。それから、所管の製品につきまして実際のデータをとるべくそ

それぞれ今、取り組みを開始されているところがございます。家製協さんにおきましては全国4万名規模の製品の残存率調査を開始されているところがございますし、JGKAさんにおかれましては1万名規模でアンケート調査を20品目について行われているということがございます。この進め方についてはことしの1月から経済産業省も入った形でリコール達成度評価に関する検討タスクフォースというもので検討を進めているということがございます。

そのほかリコールの効率性向上についての施策を幾つかご紹介いたします。11ページ目をご覧ください。リコールについては様々なノウハウが個社に閉じているという問題意識がございます。業種横断的に回収率を向上させるようなノウハウ交換が重要なのではないかと、平成28年度からリコールに関するワーキンググループ、少し名前を変えて29年度もやっております。ノウハウ交換を業種を超えて進めていこうという取り組みを現在、始めております。

12ページ目は消費者の手元にあるリコール製品をどのように把握するかということがございます。これから出荷する製品については、例えばRFIDやQRコードを付すことによって皆様もお持ちのスマートフォンでその製品のトレーサビリティを把握する、製品の様々な安全情報や場合によってはリコールがかかっていた場合にはそのメーカーサイトを通じてリコール対象だよということをお知らせすることも可能なのではないかと、昨年6月の製品安全小委員会でもご紹介申し上げたところでございます。

それからもう一つの問題が既に市場に出てしまった製品についてトレーサビリティをどう確保するかという問題でございますが、これはQRコードを付すことなどはちょっと難しいものですから、製品の外観によって製品の型番の特定まで行けないかということがございます。

実際、13ページ目に実機でアプリの開発を進めていただいている事業者もいらっしゃいます。イメージは左の撮影からだんだん詳細をアップして確認していった製品を特定する。類似の製品がある場合は候補を幾つか表示するというので、リコール対象であれば消費者の手元ではっきりわかるというものの開発もしております。QRコードのない製品にも対応できる一方でアプリをインストールしていただかないといけないということから、ビジネスモデルをどのように構成するかということは問題になってくると思います。

次が14ページ目でございます。私どものやらせていただいております優良製品安全対策企業表彰で3度表彰されているということをご紹介申し上げますが、リコールの対応業務

で集配のノウハウをもった企業の方々がリコール業務の、例えば回収率の把握とかそのようなサービスを展開しているということで、ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ様の事例も紹介申し上げております。これらのノウハウを組み合わせることで、リコールの効率性向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○三上委員長　　ありがとうございました。

大変たくさんのデータのご紹介がありましたので質問、ご意見多数あると思うのですが、その前に家製協さんとガス石油工業会さんのほうのご紹介がありましたので、それぞれの団体からご出席の委員に補足があればお願いいたします。

○田中委員　　家電製品協会からまいりました田中と申します。ちょっと補足をさせていただきたいのですが、家電製品協会では以前から市場の残存率のカーブみたいなデータはもっていたのですが、その精度が非常に怪しいというか、それがもう少し高精度にできないかなということで、その精度向上のためのいろいろな残存率の推計方法の研究とかあるいはリコールに関する業界課題の検討を目的としまして昨年7月からリコール対応研究会というものを家電製品協会の中で各メーカーさんが参加されて活動してまいりました。この研究会に実はこちらにいらっしゃる長岡技術科学大学の三上先生にも入っていただいて、もう少しアカデミアの立場から科学的な推計手法をご教授いただく、ご指導いただきながら進めてまいりました。

こういう流れの中、先ほどもご説明があったように1月から経済産業省様からいろいろなご相談というか、お引き合いをいただきまして、一緒にこういうリコールの達成度評価について検討タスクフォースをつくっていろいろな研究をしませんかということで、共同で具体的な内容の議論を、行政と産業界が一体となりながら少し行っているのが現状でございます。残存率推計のための基礎データの一般消費者向けの買い換え、あるいは廃棄する、どのぐらいでお客さんが買い換えたとか、そういう品目ごとにいろいろアンケート調査をやっておりまして、ことし初めにそれをやっておりまして。大体先ほどご紹介いただいた16品目に関しておおよその推計、残存率のデータが得られたところでございます。内容はまだ今、精査中なのですが、品目は例えばテレビとかパソコンとか少し大括りでもう少し細かく品目をしないとデータが少し大ざっぱすぎるかなという反省もありまして、もう少し品目を小分けにしたアンケートで再度、もう一回来年度行えないかなということで今いろいろ継続的な調査もやっていきたいと思っております。今後はこういうことを踏

まえて業界として残存率データの調査も含めながら、メーカーがこういうリコール進捗を先ほどご紹介いただいたような残存率とかどういうふうに評価できるか、自主的に評価するような方法論を少し検討できないかなということ、こういう管理する手法と一緒にMETIさんをご相談させていただきながら進めてまいりたいと思っているということでございます。

以上です。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、ガス石油工業会さんのほうからもお願いいたします。

○佐々木委員（代理・尾身）　　日本ガス石油機器工業会の尾身と申します。日本ガス石油機器工業会ではガス機器、石油機器等の経年による市場残存率を把握するため、一般消費者に対する買い換え・廃棄アンケートを実施し、使用実態調査報告書を取りまとめました。まず初めには、平成18年10月に約5000名に対しては16品目を、平成26年11月には更に精度を上げるため、1万名に対して20品目の調査を行いました。20品目に関しましては先ほどのパワーポイントの10ページ目を書いてあるとおりでございます。この品目ごとの市場残存率を推計しました。今後は品目の拡大を含め、炊飯器等がまだなかったものですから、品目の拡大を含め定期的な見直しを行う予定です。リコール活動の課題については先ほどのご説明のとおりでありまして、各事業者がリコール進捗を実効的に推進する手法などを先ほどご紹介のリコール達成度評価に関する検討タスクフォースに参加させていただいておりますので、ここで検討してまいります。またタスクフォースの取りまとめができた時点で各事業者に各々自己評価を実施していただく予定です。

なお、ガス機器とか浴室暖房乾燥機などにおきましては10年、10数年を経過してからのリコールであっても80%を超えたものもあり、これはガス事業者様や関連事業者様の協力のたまものであると感謝しております。

以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、皆さんからの質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。ご発言の際にはネームプレートをちょっと挙げていただければと思います。

それでは、どうぞ議題1、議題2に関してご質問、ご意見をお願いします。

水流委員、どうぞ。

○水流委員　　出荷した製品総数を分母に置くという考え方もあるのですけれども、例え

ば、の製品リスク確認・報告能力という観点で所有者を分類し、能力が低い場合、つまりハイリスクなユーザーには当該能力を有する人材を用いて確認・報告するやり方に変更して、低能力群の回収率と高能力群の回収率で分けて考えるというのも一つの方法かと思われます。製品が物置にあつたりとか、いろいろな埋もれている製品もたくさんあり得ます。そのときに自らスマホ等を用いてチェックできる人はそれでやっていただく、これは自立できる方です。そういう自立した行為ができないような対象者の場合にリスクがないかということだけは、こういう形でやりますという宣言をするのも一つの方法です。各自自治体で展開している地域包括ケアシステムの中で、ケアマネジャーが入っている方がいます。そういう場合には専門家が入っているので、その方にスマホでチェックしていただくというやり方もあろうかと思うのです。1省庁だけというわけではなくて、例えば、厚労省と経産省が共同で他者が守るサービスを提供するという形態を考えていくことも、今後必要になると思われまます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問、今の水流委員のご意見は大変重要だと思いますし、なかなか難しいかなとは思いますが、いろいろ検討していただければと思います。

どうぞ。

○倉貫委員　　済みません、この残存率を公表するということはどういうふうに使ってもらう、消費者の側からですけれども、どういうふうに使ってもらうということイメージされているのか、そこをちょっと教えていただきたいのですが、要するに余り市場に残っていないとなるとリコールが更に遅れるというような懸念がないのか、公表するということは非常にいいことだと思うのですが、そこら辺をちょっと教えていただけないでしょうか。

○三上委員長　　これはどうでしょう、事務局のほうから何かお答えはありますか。

○和田製品安全課長　　回収目標として販売台数を例えば10年後、20年後に置くと実態と大変乖離するというので、私どもの理解としては残存率は統計上、このぐらいい残っているだろうということなので必達目標というか、必ずそこまでは回収をお願いしたい。残存台数に比べて半分とか、回収率が悪いものは当方としてもてこ入れをして必要な支援をして強化していかないといけないということ考えております。その残存率まで達成できるかどうかはまずは一律的な目標で、ただ残存台数を集めきったから市場に台数が残っていないということではございませんので、そこから先は事業者の自主的な取り組みでリコール

は継続されていくものというふうに考えております。

○倉貫委員　じゃあ、これは一般には公開されないものなのですか、消費者に対しては。

○和田製品安全課長　製品ごとに5年後、10年後、メッシュは事業者の方々のアンケートのとり方に依存すると思うのですが、そこは公的に信頼できるデータとして業界団体のほうから公表していただければ良いのではないかとこのように考えております。

○三上委員長　審議官、どうぞ。

○福島技術総括・保安審議官　追加というわけではないですが、元々私がこの担当になって、やはり回収率が低いと努力が足りないのではないかと、ちゃんとやっていないのではないかと、普通その数字だけを見ると感じがします。一方で製造・販売から10年以上たっているような製品についていうと、分母が製造台数だということを聞くと、さすがに10年たつともう当然廃棄されているものも多いので、したがって当然100%が目標ではあるものの、絶対100にはならないようなことを何となく、役人もそう思っているし、事業者の人はそう思っていないのかもしれませんが、多分消費者の人も、普通見れば何で100にならないのと多分思うと思います。したがって、ただ100になるのが不可能なことを多分やってもしょうがないので、少し残存率というのは実態に合ったような数字というのを見せることによって、その回収率イコール企業の努力ではないものの、もう少しそういうのが実態に沿ったわかりやすい数字というのがあってもいいのではないかなというのが多分1つの側面だと思います。したがって、そういうものを世の中の人がみえることによって、このぐらいこの製品というのは回収が進んでいるのかなというのを、より実態に沿ったものが提供できることがより事業者にとっても消費者にとってもいいのかなというのが1つあると思います。

○倉貫委員　本当にそうだと思うので、これはお願いですけれども、消費者がどういふふうを受け止めたらいいかということ丁寧に説明するようなことが必要なのではないかなと思います。

○三上委員長　ありがとうございました。

長田委員、どうぞ。

○長田委員　ありがとうございます。今、私もリコールの残存率のところ1つ申し上げたいと思ったのは、あくまでも平均的な数値ということと別に、本当に長く使い続けているという、現実、使い続けている方たちもいっぱい、やはりいないわけではない。大分古い調査でも、私ども電子レンジの調査をしたことがあるのですが、もう本当に30

何年とかというのを現在も現役で使っているという方々もやはりいらっしゃる。そういう方たちにある程度残存率の平均的な数値のところを超えた後に、今おっしゃっていらっしゃるけれども、リコールの情報をどう伝えていくか、多分数字上は何となく解決できているようにみえるけれども、実際に使っている人というのをどう見ていくのかということ、それからもう一つは情報が、この製品がリコールの対象製品だということがわかっていても、リコールに対応していない人たちというのがいるのだと思うのですね。それはその製品のもっている危険性みたいなものがきちんと伝わっていないこと、現状、自分が使っているも特に問題がないと思っている人、それから先ほどのお話のようにどこかにもうしまい込んでいてわざわざそこから出してくるのも面倒くさいと思っている方たち、いろいろな人がいると思うのですけれども、1つはやはりリスクがあるということとをきちんと伝えて対応してもらう何か、何というのかな、より対応しやすい仕組みを考えることと、もう一つはあるのだ、もっていますという、そのこと自体を知らせないと、いつまでもそれがずっと対象商品として残ってしまうというこの現実もまた伝えたほうがいいのだと思うのですね。だから、もう納戸の奥にあるのだけれども、あなたがそれをもっているということとをきちんとリコール対応しないとずっとそのものを探し続けている人がいますということもまた情報としては伝えるべきで、リコールがとりあえず、リコール対応しないことの壁を低くして、そしてそれを協力するというような考え方をやはり広めていくべきではないかなというふうに思います。

○三上委員長　長田委員、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

先ほど水流委員からありましたハイリスクなユーザーへの注意喚起の問題、それから今長田委員のおっしゃった使い続ける方というのはやはり物を大事にする高齢者ですね。やはりそういう意味でハイリスクなユーザーにどう伝えるかということとをぜひ、今日の資料でいうと、いろいろな今取り組みをされているリコール回収率向上のためのいろいろな努力の中にまた組み込んでいただければいいのかなというふうに思いました。

郷原委員、どうぞ。

○郷原委員　リコール対象製品で起きた重大事故の中に、そのリコールの原因になった不具合そのものが事故の原因になった場合と、対象製品なのだけれども、余り元々の不具合との関連性は比較的希薄なものがあるのではないかと思います。その辺の割合というのはどうなのでしょう。

○和田製品安全課長　済みません。示したデータにつきましてはリコールが係っている

製品が事故を起こしたかどうかという観点だけですので、実は原因究明の中でリコール同一事象なのかどうかは内部的には全て峻別しておりますけれども、今日のデータの中ではお示しできておりません。多分かなりの割合がリコール同一事象だというふうに考えております。

○郷原委員　リコール対象製品は全て回収できるのがもちろん理想なのですが、多分ゼロには絶対ならない。じゃあどういう危険な状態なのかということを、こういうリコール対象製品がまだ残存していることの危険性をできるだけ多くの人に認識してもらわないといけないということになると、やはりまさにリコール対象製品の危険性がもろに顕在化した事例としてこんなものがあるのだということを世の中にわかってもらうことが重要だと思うのですね。そういう意味では、そういうリコール対象製品による重大事故がこれだけ起きている割には、まさにこれがリコール対象製品を回収しなかったために起きた事故なのだということが余り認識されることが多くないのではないかと。だから、そういうストレートなものがあるのであれば、それがぜひ世の中にもっと認識されるような工夫をしていただければと思います。

○三上委員長　ありがとうございます。

たくさん、どちらがお先だったかわかりませんが、今お手をお挙げになったのは東嶋委員ですか。

○東嶋委員　ありがとうございます。資料1のほうの質問でもよろしいでしょうか。

○三上委員長　はい、どうぞ。

○東嶋委員　資料1の4ページのところで住宅用太陽光発電の件についてご報告いただいたのですが、これは設置の不良が多いというお話だったのですが、単純に台数が増えたために事故件数が伸びているのか、あるいは設置を行う施工業者の問題なのか、どこかに資料があって見落としていたら恐縮なのですが、教えていただければと思います。

○和田製品安全課長　今の点でございますけれども、基本的には設置工事が適切に行われていれば台数が増えても事故は起こらなかったものが多いので、まず一義的には設置工事を適切にやっていただくということですが、台数が増えるとどうしても母数が増えますので事故が起これる可能性もあるということでございます。

○東嶋委員　いいですか。

○三上委員長　はい。

○東嶋委員　それはそうだと思うのですが、その設置工事の問題に起因するのだとしたら特定の工事の技術が劣る業者というのがあるのか、あるいは全国的に広く事故が分布しているのかというような調査があるかと思いますが、特に。

○和田製品安全課長　特に特定の事業者ということではなくて、かなり事故報告を受けている中で全国にまんべんなくというのであれば、かなりの広い地域で事故が起こっているという状況でございます。

○東嶋委員　わかりました。ありがとうございます。ということでしたら、今後も台数が増えていくという可能性が非常に多いので、設置工事について、製品安全ということではないかと思いますが、施工についてもしっかりと監督していただくということが大切かと思えます。

○三上委員長　井上委員、どうぞ。

○井上委員　これは情報の伝え方、あるいは認識のされ方はなかなか難しく100点満点はないのだらうと思うのですけれども、やはり情報がむしろあふれすぎていてうまく伝わっていないということが当然あると思うのですね。消費者、あるいは国民の視点で、先ほど属性の話がありました。そこが1つ着目点はあると思うのですが、もう一つは国民の側から見ていろいろなリスク、いろいろあると思うのですけれども、そういう中で製品事故というのはどのぐらいのあれになっているのか。自然災害もありますよね。人為的なリスクもあって、人為的なリスクには人間が強盗をすとか、あるいは詐欺とか、そういうのもあるわけですが、物由来。で、物由来のところも食中毒みたいな食事もあれば、それからこういう機器もある。機器の中でも物に由来するものもあれば誤使用もある。そういうのをバーツと並べたときに、これを全部全てをあなたはちゃんとリスクを理解してくださいというのは相当難しい、無理だと思うのですね。もちろん属性もあるでしょうけれども、要するに肝となるようなところを押さえていくという全体、国民あるいは個人のほうの視点に立ったときのリスクの肝みたいところを伝える、そんなようなやり方というのも、これはもちろんそうはいつでも各々のパーツ、パーツごとに一生懸命やるということはもちろん大事だと思うのですけれども、そういう横断的に言葉を換えると、消費者のほうの視点に立ったときのみえ方というのも少し、一度研究をされてみたらどうかなというふうに思います。

○三上委員長　ありがとうございます。社会的プロセスとしてのリコールの意義のようなことをしっかりお伝えするというのが長田委員のご発言、郷原委員のご発言も共通な

のではないかなと思います。

升田委員、どうぞ。

○升田委員長 いろいろな切り口があると思うのですけれども、まず1つは、リコールといいましても法令上、命令を受けてやっているリコールと、そうではない任意のリコールがありまして、法令上、命令を受けていますと回収が100%にならないと多分これは義務を果たしたことはないという問題があつてやや重大な問題をはらんでいる。ですから、そのところはいずれの段階かで1つ切り分けて考える必要があるということです。それからもう一つは、今日おいでの方はどなたもご存じだと思いますけれども、今から20年前ぐらいのこういった会議ではリコールを厳格にきちつとやろうというのが課題でありまして、当時はやっていないところもあるのでそれを何とか法令上、あるいは任意にやっていたかどうかということで、その後、たくさんのリコール情報が世にあふれて、問題はその後、どうやってそれを活用するのかというのが課題になってきたわけですが、情報自体は公表はされていて、その気になれば認識できるわけですが、残念なことに活用がされていないというのが何年か課題になっているのですけれども、課題として言葉ではあるのですけれども、実際になかなかそこはきちつと運用されなかったというのが現在の状況だと思うのですね。

そうしますと、今日いろいろご紹介いただきました新しいリコールそのものを支援するこういう業者の方なり、本当は消費者団体の方にもできるだけリコール情報を活用していただくようなことは従来からお話があるわけですが、ようやくその辺が具体化してきたというのが時代認識のような気もするのですね。したがいまして、今後いろいろな、その前に、何といいますか、流通業者の方に相当いろいろご努力をいただいて相当程度リコールが確実になってきたという状況もありますけれども、いよいよ最後のところで利用していただくというところが、原因分析がありますけれども、更に本当はもういろいろな原因分析が必要なのと、それから本当に100%を目指してやらなければいけないほどのリスクの内容なのか、程度なのかというのももう一つありまして、多くの人は先ほどご紹介がありましたけれども、認識したけれども、放置している消費者も決して少なくないというような事情もあるものですから、もう少し総合的にごらんいただきまして、それぞれのリコールの最後、目的を達成するまでに関与し得る分野というのはいろいろあるわけで、そこに努力をしていただくべく支援をしていただくのが1つの方法かなという気がいたしております。

○三上委員長　ありがとうございます。

次の議題に進みたい時間ではあるのですが、唯根委員、先ほどから挙げておられるので、どうぞ、唯根委員の後、次の議題に移りたいと思います。

○松本委員　はい、こちらをお願いします。

○三上委員長　ごめんなさい。広いのでつい見落とします。ごめんなさい、松本委員のほうが早かったですか。

○松本委員　唯根委員、お先にどうぞ。

○三上委員長　よろしいですか、それでは唯根委員、どうぞ。

○唯根委員　では、一言だけ。私、去年、リコール製品の対象になったものがうちの浴室の温水式乾燥機だったので、その対応で今、升田先生のおっしゃっていたものの総括なのでありますが、やはり消費者側が、皆さん事業者側の努力はすごくわかるのですが、本当に自分が対応していただいたときに事業者さんに不信感を抱いてしまう、最初の問い合わせのときには、おたくについているのは対象ではないのですがというようなアプローチで製品の番号を教えてください云々で、一旦うちのは対象ではないといわれたのが2ヵ月後ぐらいにやはり一応直しますというので交換していただいた、そういう経緯や何かを見ますと、今、事業者さん側でワーキンググループが始まったということなのですが、やはりリコール製品を消費者がもっていたときに、その事業者さん側の対応だけではなくて、消費者側からの、体験者側からの意見もぜひ求めていただきたいなど、それで本当に総合的にどういうふうに情報発信していくかを考えていただきたいと思いました。

以上です。

○三上委員長　ありがとうございました。

では、松本委員、どうぞ。

○松本委員　国民生活センターの松本です。我々の組織は消費生活に関する情報を消費者の皆様にきちんと伝えるということがミッションであります。したがって、当然リコール情報なども我々の業務範囲に入ってくるわけですが、リコールに限らずぜひ伝えたいという情報を我々は選んでいろいろな形で発信しております。しかし、本当にきちんと届けたいところに届いているのかという点につきましてはいつも忸怩たる思いがございます。新聞を見ましても、このところ毎日のように高齢者が息子を名乗る詐欺師に1000万円単位のお金をとられるという報道があります。これについては警察も我々も自治体も様々な注意喚起をしております、うまく防止できているケースもちろんあるのですけ

れども、それでも起こっているということがございます。これ以外にも様々なところで注意喚起が必要であるにもかかわらず起こっている事故だとか詐欺商法というのがあるわけです。こうなるといかに伝えるのかというところでもう少し強制的に伝わるような、例えばIT技術を使ってリコール製品であればすぐにわかるとか、余り意識しなくても向こうのほうから情報が伝わってくるというような仕組みを考える必要があるのではないかと。

もう一つは、水流委員がおっしゃったような、特に情報過疎になっている高齢者等については、周りのほうから押しかけるような形で何か伝えるような仕組みも必要だろう。そういう情報に関して積極的に欲しいと思う人はインターネット等で何らかの形で見つかるようになっているわけですが、そうではない方、意識していない方にいかに伝えるかというところをリコールに限定しないでいろいろ、それこそ技術開発等、あるいは社会の仕組みを変えていくということによってやっていく必要があるのではないかと、我々の業務とも絡みましていつも痛感しております。

○三上委員長　　ありがとうございました。

いろいろ貴重なご意見をいただきましたので、まだご意見はあろうかと思えますけれども、事務局のほうで良く咀嚼、吸収をしていただければと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題の3と4も併せて事務局からのご報告を受けた後、ご意見、ご質問に入りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○和田製品安全課長　　資料3の「長期使用製品安全点検制度の登録率向上に向けた取組」の資料をごらんください。

まず長期使用製品安全点検制度でございますけれども、1ページ目に概要を記しております。平成21年4月にスタートした制度でございます。使用者自らがなかなかメンテナンスをされない製品であって、経年劣化に基づき事故が起こっていた製品につきまして購入後、8年なり10年、点検のご案内をメーカーのほうからできるように使用者登録ということを制度化した制度でございます。

2ページ目のように消費者様のお手元に所有者票というのが届くようになっております。黄色く、通常のアンケートと違って法定の登録ですのではっきりわかるように黄色の様式で貼っていただき、そのまま投函いただければ消費者の所在と連絡先がわかるという仕組みになっております。

ただ、現状は3ページ目にありますとおり所有者の情報登録率は制度発足後少しずつ事

業者様の努力によって上がっているとはいっても、平成29年の12月末現在で38.7%ということでございます。本来、全ての購入者の方々に点検のご案内を出したいという制度のためつけからすると6割の方が点検が行かないということで、これを向上する必要があるということでございます。

4 ページ目にその登録率向上に向けた取り組みを幾つかご紹介しております。NITEのほうでは月ごとにトピックスに応じたプレスリリースで具体的な事故事例と注意喚起も含めて対応をしておるのですが、29年10月に長期使用製品については点検をしっかり受けましょうということでのプレスリリースをしております。そのほかYouTubeに長期使用製品で起こり得る火災ということを挙げて注意喚起ということをしております。

5 ページ目でございますけれども、登録率向上に向けて、実は重要なところは設置に携わる事業者様のご協力ということでございます。これは、メーカーは登録をしていただく義務があるということで登録票を封入するのですけれども、実際はその製品をあけて設置するときに所有者登録票に書いていただいて投函していただく、あるいはウェブにアクセスしていただくということが必要になります。ところが、メーカーの方々からみると、一番上のところですが、メーカー系の代理店や都市ガス、LPの卸を通じた施工はかなりメーカー間の連絡というのがうまくいくのですけれども、実際、その下ですね。管材・建材の卸を通じて工務店さんがリフォーム等で設置する場合、それから量販店やハウスメーカーさんが設置する場合についてはどの設置事業者さんに委託するか、実際は管工事業であったり電気工事士の方であったり、そういう方々を地域、地域で個別に契約して消費者のお手元に設置に行っていただくということで、この設置事業者様が具体的にどなたにお願いしているかというのがメーカーから見ても、私どもから見ても把握できないというところがございます。したがって、私どもとしてはもちろんメーカー様からの働きかけというものを強化していただく必要はあるのですけれども、家電流通協会さんや管工事業、そういった方々に個別に当たってこの制度の周知をしていただき、場合によっては消費者様に代わっての代行登録という形でのご協力をいただけないかということで働きかけを強化しているところでございます。

そのほか6 ページ目に日本電機工業会様や日本ガス石油機器工業会様で行っておられる登録率向上の取り組みということをご紹介させていただいております。

いずれにしても、これは消費者様に制度を良く認識いただく必要がありますし、特に流通段階、設置業者の方々皆様が製品安全についての知識、特に経年劣化するものについて

は点検が必要だということをご理解いただかないといけないということで、引き続き何が
できるかということで様々な取り組みを講じていきたいというふうに考えております。

続きまして、資料4でございます。先ほども出てきましたが、製品の安全を皆様が価値
として共有するということが実は製品安全において非常に重要な取り組みでございます。
その観点から製品事故防止に向けた安全性強化をどのように取り組んでいくかということ
を少し多面的に検討した資料が資料4でございます。

1 ページ目をごらんください。製品事故防止についてはもちろんメーカー様が自主的に
安全性を確保するというのが非常に重要なのですけれども、ややもすると安全確保という
のは義務であって、できるだけコストは削減しないと製品が売れない、そのようなことも
お聞きするところでございます。したがって、製品安全の取り組みを企業経営の観点、
それから社会貢献の観点からも評価されるということにならないと、メーカー様としては
なかなか製品に付加価値として製品安全を取り込んでいくということが難しい。それにつ
いては政府からの働きかけ、それから消費者や取引先様からの調達時に、製品安全が優れ
ているものについては更に高く買っていただける、あとはメーカー様の意思決定において
企業経営上、製品安全というのは非常に重要であるということで、投資家からの評価の中
に製品安全をどのように取り入れていくかということが重要な取り組みとなってくると思
っております。これにつきまして、政府からのアプローチとしては、例えば製品安全対策
の優良企業表彰制度というのを11年前から私どもしております。これは製品の安全の取り
組み、プラクティスを評価し、その安全に向けた意識を促進させるということでございま
して、29年度を受賞企業様の事例がYKK PA様、アキュフェーズ様、そのほか表彰させてい
ただきまして、このノウハウを業界の中、更には業界以外でも共有するという活動につな
げていきたいということで活動している事例でございます。

そのほか消費者様からのアプローチを強化するという点につきましては、3 ページ目に
政府広報やNITEからのプレスリリースということで消費者の方に安全性について注意喚起
をするということをやっておりますし、4 ページ目のように様々な民間企業様の取り組み
があるという事例をお伝えすると共に、特に11月に製品について事故を防ぐための点検を
しようというキャンペーンを張っております。これらの活動を通じて購買者側、それから
消費者の方々からも製品についてより日ごろから注意をするという動きをつくっていきた
いというふうに考えております。

5 ページ目が、今までなかった取り組みとして投資家からのアプローチでございます。

最近、ESG投資ということが良くいわれるようになってまいりました。環境や社会、企業統治の観点からこれらに配慮している企業を株式投資の対象とすることで持続的な社会発展につなげていけるということをございしますが、この中で製品安全、産業保安も含めて安全性についての取り組みということがあってしかるべきではないかということで、投資家の方々や格付け機関にもお話を聞きまして、どういう情報であれば企業経営に直結するものとしてご理解いただけるかということを検討しております。勉強会の形で今年度、活動してまいってきたわけですが、今後、そのメーカー様にどういう情報を外向けに、例えば統合報告書の形で出せば良いのか、それから投資家様への働きかけをどのようにすればいいのかということを取りまとめて実行していきたいというふうに考えております。これらの多面的な取り組みによって製品についての安全文化を消費者様、メーカー様、様々な方々に横断的に普及できたらということを考えております。

以上です。

○三上委員長 和田課長、ありがとうございました。

それでは、皆さんからのご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

水流委員、どうぞ。

○水流委員 安全を強化していくとコストがすごくかかるとか生産性が低くなるという問題が大きいと思われます。リコールという制度も20年たってリコールそのものも定着してきたということが先ほど述べられましたけれども、社会として考え方のフェーズを切り替えなくてはいけない時期に差し掛かっているのではないかなということと、新しい技術であるITとかAI活用することで、顧客参加がかなり可能になってきています。顧客が参加を推進した上での安全のしくみを積極的に考えて実現していくことが重要ではないでしょうか。そのシステム構築は標準化して全体で活用できるようにします。多額のコストをかけずに安全を強化することができていく唯一の道ではないかと思われます。また、製品を使うところとその製品を使ってもらうための、あるいは使い続けるための施工とかメンテナンス部分にも目を向ける必要があるかと思われます。これからJISも変わりますので、サービスも含めた安全について、プラットフォームを広げ「製品・サービスを新しくつくったときに安全に使ってもらうための仕組み」のあたりまで検討した上で、顧客参加の安全設計を基盤として、展開していく必要があるのではないかと思います。

○三上委員長 ありがとうございました。

先ほど会議が始まる前にNITEさんからソーシャルメディアをつくられたという話があり

ましたが、こんなのもやはり1つ消費者参加による情報流通基盤というふうな流れなのかなというふうに思いました。

○水流委員 消費者責任というか、使用者責任というものも考えないといけない時代なのかもしれません。日本では環境も製品も余りにも安全すぎて、「使用者がばかになっていく」というリスクが高くなっています。「危険なものを安全に取り扱う技術」という消費者文化を育てた上で、顧客参加型の製品安全、安全社会を日本はつくるのだという考え方・姿勢が必要かもしれません。

○三上委員長 そうですね。先ほど長田委員が言われた届けないということは、探している人が世の中にいるのですよという、そういう社会的なプロセスだというようなことを含めて理解していただくというのは大事ですよ。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。尾身委員、どうぞ。

○佐々木委員（代理・尾身） 代理で申しわけありません。今の水流委員の「消費者責任」という言葉、私どもぜひお願いしたいなと思っているのは、先ほどの長期製品点検制度でも50%行かないという状況の中で、それ以外の製品でも、ガス石油機器のメーカーはお客様の登録制度みたいなものをきちっと設けていまして、やはりお客様から情報を載せていただくということをもっと行政も消費者団体の方々も強くいつていただきたいなと、今、ガス事業者さんとか流通事業者さんは先ほどもご説明いただきましたようにいろいろな協力を徐々にしていただいているのですけれども、お客様からやはりアプローチをしていただくというのは非常に重要なことかと思っておりますので、その観点でもぜひ皆様のご協力をいただきたいと思います。

○三上委員長 ありがとうございます。

長田委員、どうぞ。

○長田委員 もちろんそれはとても大切なことだと思うのですが、登録することの意味がまず理解されていないというのが大きいと思っています。私どもの調査でも半数しかまずこの制度を知らない。そして知っていてもどこに登録していいか、つまりもう既にもっている製品なので対象ではないものも入っているかもしれないのですけれども、というような回答がすごく多かったのです。やはり何をどう知らせていくかというところの、ネット上にどんなに情報がいっぱいあふれていても、自分のほうからそこにアクセスしようという気持ちが起こらない限り情報は結果的には届かないということになるので、新しい製品を買ったときのこの登録の意味をどうストレートに伝えるのかというところが多分研

究が必要なのではないかなというふうに思っています。

○三上委員長　ありがとうございます。その辺の工夫はまだ余地がありそうですね。ありがとうございます。

藤野委員、どうぞ。

○藤野委員　主婦連合会、藤野でございます。今、長田委員もおっしゃいましたけれども、社会が変わってきています。私ども世代の消費者は「使用する製品は長くもついいものをつくっていただくことで世の中が良くなり、発展してきた」ということをしっかり認識してしまってますが、今は例えば若い方がそうですが、スマホやカメラを2年、3年で替える時代です。それは「安全ではないから」ということではなくて、製品のより良いものがどんどん出てきているという時代だからです。長く良いものを家庭の製品として使い続けた時代の私たちが、「10年で物が壊れるわけがない」という思いがあるので、点検が必要ということなかなか認識できないのだと思います。私もそうですが、10年ぐらいで壊れてしまっただけでは困ると思っています。この長期使用点検制度ができていて、10年で連絡しなければいけない、それもお金がかかるというあたりがもしわかっていたとしても、それを受け入れるということがなかなか難しいのではないのでしょうか。このあたりの消費者心理も、または社会が変わってきていることも踏まえて、もう少し具体的な製品安全の情報を知らせていただきたいということを強く認識しています。安全はやはり大事なので、もちろん私どもも使用する際は十分気をつけますが、点検し、メンテナンスをして安全を確保する必要性の方面からのアプローチもお願いしたいと思います。

○三上委員長　課長、何かありますか。

○和田製品安全課長　やはり温水便座の例で端的にいうと、もう便器だと思って、壊れるというのが想像できない、そういうお話を良く聞きます。最近、この制度ができたこともそうなのですが、正しく点検して長く使っていただく、そういうものが必要な製品があるのだということを今までいろいろなご指摘をいただきましたけれども、私どもも正しくなぜ点検が必要なのかということも含めて、情報発信をもっとしていかないといけないなというふうに考えております。

○三上委員長　郷原委員、どうぞ。

○郷原委員　このESG投資を活用した企業への投資促進に関してなのですが、この統合報告書の中で安全への取り組みについて本当に意味のあること、評価に値することをきちんと書いてもらうというのはなかなか容易なことではないと思うのですね、ここにも書か

れているように。特に製品安全への取り組みというのが極めて局所的な、一応こういうことをやっていますという程度の話であれば、確かにそれ自体は前向きに評価できるかもしれないけれども、企業全体としての評価に結びつくのだろうかという感じもします。そういう意味では重要な情報があるとすれば過去に重大な製品事故を起こした企業がその反省を踏まえてどういう取り組みをしているのかということ、これは投資家にとってもかなり重要なのではないかと思うのです。でも、そういうことというのは余り書きたがらないですね、統合報告書には。そこをむしろ積極的に記載をした上で、取り組んでいることの内容をしっかりと具体的に詳しく書き込むことを指導したほうがいいのではないかと思います。

○三上委員長 何かありますか。

○和田製品安全課長 ご指摘、ありがとうございます。産業保安においては過去の事故を踏まえて社長自らのメッセージとして取り組みを4年、5年後に統合報告書に書かれている事例があるというふうにお伺いしております。製品安全分野もCSR報告書などで個別の製品に取り組みというのはしっかり書いていただいているのですけれども、そういう意味で経営者がみるところに社長のコミットメントとして書いていただけるかというのは、まさにベストプラクティスをどうつくっていったらどう展開していくかという問題だと思っております。私どももその働きかけを今後強化していきたいというふうに考えております。

○三上委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんようでしたら、次の議題に進んでよろしいでしょうかね。

では、議題の5番に進みたいと思います。長期使用点検制度につきましては今回いただいたご意見も踏まえて引き続き周知徹底の方策をお考えいただきたいと思っておりますし、今、郷原委員からありましたようにESG投資に代表される多様な製品安全アプローチをいかに豊かなものにしていくかということでもまた検討を深めていただきたいと思っております。

それでは、議題の5番「製品安全規制の改正事項」のほうに移りたいと思います。再び、事務局からご説明をまずお願いいたします。

○和田製品安全課長 資料5の「製品安全規制の改正事項」の資料をごらんください。

まず1ページ目でございます。モバイルバッテリーの規制対象化についてでございます。これはご報告になってしまうのですけれども、近年、事故が多発しているモバイルバッテリーがございます。事故件数も左側でございますとおり、非重大を含めると平成28年に

は52件ということで、顕著に事故件数が増大しております。これにつきまして、これまでも蓄電池は電気用品安全法の対象だったわけですが、モバイルバッテリーの解釈というのが明らかではなかったということから、2月1日付でモバイルバッテリーもリチウムイオン蓄電池そのものだと、そのような扱いで規制対象にしますということを確認したところでございます。製造事業者、輸入事業者の対応が今後、実際に基準を適用していただく、マークを貼っていただく、そのような対応が必要だということから1年間の経過措置期間を設けておまして、来年の1月31日までの間にPSEマークを貼って基準適合したモバイルバッテリーの流通に切り替えていただくということとしております。これにつきましてはこれまでも製造事業者や販売事業者様へのご説明を努めてきたわけですが、今後も普及についての強化、もちろん消費者様への普及も含めて今後、注力していきたいというふうに考えております。

2ページ目でございますが、これに関連しましてノートPCやスマートフォンなどの製品事故も実は増加傾向でございます。これらもリチウムイオン蓄電池を使うという意味ではリチウムイオンに起因した事故が多いという問題は同じでございます。これまでリチウムイオン蓄電池につきましては流通する部品としての蓄電池は既に規制対象となってきたわけですが、今回、モバイルバッテリーを規制対象としまして、残るはノートパソコンやスマートフォンについてどうするかということでございます。これらにつきましては事故動向のところでもご説明申し上げましたが、ノートパソコン事業者において既にリコールをしている、あるいは搭載している電池については実質上、PSE対応のものを搭載いただくという取り組みもされておりますし、バッテリー管理などの取り組みも順次進捗しているところでございます。ただ、一方で事故の件数増というところが止まらないということから、再発防止策はリチウムイオン単体のみならず、その使い方や全体設計にも及ぶ可能性がございますので、事故の原因究明や再発防止対策の調査につきましては当方、経済産業省として着手しまして、安全規制上の取り扱いを至急検討していきたいと、そのように考えております。

3ページ目でございます。ほかにあと2品目でございます。1つはドラム式電気洗濯機の基準改正でございます。この1月にも大阪で子供がドラム式の電気洗濯機に閉じ込められるという不幸な死亡事故がございましたけれども、これは製品に起因したものでどうかということは議論はあるのですけれども、少なくとも仮に閉じ込められた場合に中からちゃんと開けられる構造にするということが抜本的な問題解決策だというふうに考えておりま

して、今回、ご審議いただいております私どもとしては電気用品安全法の基準にこの閉じ込め対策という条項を追加したいというふうに考えております。

なお、ご参考でございますけれども、IEC規格でも同様な措置が設けられておりまして、電気洗濯機やそのほか6品目が既にこの30年1月のワーキングでご審議いただいたところでございます。今回の3ページ目の資料と4ページ目、併せましてIEC対応としての閉じ込め対策の義務付け、それから国内基準としての国内対策の義務付け、両方併せて国内における流通する電気乾燥機は全て閉じ込め対策が講じられたものになりたいと考えております。

続きまして、5ページ目の屋外式カートリッジ式ガスストーブの規制対象化でございます。これまでガスストーブは規制対象で既にごございましたが、カートリッジを使うものはコンロと屋内式の組み込み型のストーブだけでございました。一方で、屋外で使うカートリッジ型のストーブの事故が多発している、それから屋外用として売られると規制対象外、屋内用は規制対象という流通上の混乱を招くおそれもあるということから、屋外で使うカートリッジガスストーブについても規制対象とすることで技術基準の策定も進めているところでございます。

技術基準の案というものが6ページ目でございますが、このような技術基準を考えておりまして、問題なければパブリックコメントを経て、この6月には規制対象化の通達改正をしたいというふうに考えております。

以上です。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、ご質問をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。では、升田部会長、どうぞ。

○升田委員長　いずれも相当な改正だと思っておりますが、一言つけ加えさせていただきますと、やはり皆さん方もご承知のとおり、モバイルバッテリーの問題、あるいはノートパソコンとかスマートフォンの問題というのは、これはもう製品の数自体が膨大な数になりますし、しかも日常生活に広く浸透しておりますほか、いろいろ原因不明なものもありますけれども、消費者側、使用者側の不注意によって結構重大な事故も発生しているというようなこともあるほか、先ほどのリコールなども掛けられている事例、いろいろな問題が発生しているところでありますので、こういったことを総合的にやはり検討していただいて、しかも技術自体が非常に日進月歩でスピードが早い製品でありますので、そういったこと

も含めまして総合的な検討をやはりいち早くやっていただく必要が高いのではないかと
いう気もいたしますし、それから事故が発生する場面、場所と申しますか、これも予想外の
ところがありまして、場合によっては甚大な事故になる可能性もあるものですから、そう
いったものも含めましてやはり検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか。唯根委員、どうぞ。

○唯根委員 ありがとうございます。モバイルバッテリーの件なのですけれども、今、
カーナビもとても汎用性が広いというか、コンパクトで、あれについてのバッテリーにつ
いても含まれるのかどうか、その辺のご検討もいただけるかどうか伺いたいです。

○和田製品安全課長 カーナビにつきましては重大製品事故に基づくリコールというの
が10月ぐらいにあったかと思っておりますけれども、それらについても原因究明を進めておりま
す。ただ、現在事故件数が顕著に多いという意味ではノートパソコンとスマートフォンで
ございまして、もちろん私どもも事故動向は注視しておりますが、事故件数やその被害の
大きさからみると、現状は、ドライブレコーダーはまだ規制対象とするかどうかというの
は検討の余地があると考えております。

○三上委員長 ほかにいかがでしょうか。

升田委員、どうぞ。

○升田委員長 済みません、一言いい忘れましてので付け加えさせていただきたいと思
いますが、今、お話ししました製品というのは非常に年齢の若い時期から使い始めていて、
多分小学校等でも、小学校だけではなくて幼稚園の園児と申しますか、そういったところ
も利用しているというようなことになっていきますと、消費者教育が従来の消費者教育より
更に一段と進めないといけないという反面、社会の情報の提供手段が、高齢者にとっても
そういう手段が利用されるようになってきているような状況もありますので、逆に高齢者のた
めにもやはり安全教育を徹底しないといけないという非常に新しい局面を迎えているのか
なと思っておりますので、従来からこれはご承知のとおり製品事故につきましては消費者教育の
充実ということがいろいろな段階で提唱されていきますけれども、その割には余り実効性が
伴っていないという問題がありますけれども、そういった現状も踏まえて、より一層進め
ていただく必要もあるのではないかと思います。

○三上委員長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

そうしましたら、この議題5番につきましては今回のご意見を踏まえて、具体化を進めていただければというふうに思います。技術基準の見直しの作業、それからワーキンググループでの検討の結果や、特にノートPC、スマホ製品の規制上の扱いについてまた委員会へのフィードバックをお願いいたしたいと思います。

それでは、次の議題、議題の6番目「製品安全行政に関する最近の動向について」ということで、ご報告が中心になるかもしれませんが、資料でいいますと6-1～6-4まで続けてご報告をいただきますので、よろしくお願いたします。

○和田製品安全課長　それでは、最初に資料6-1「平成29年製品安全関係法の施行状況」をご報告いたします。

製品安全4法でございますけれども、それぞれ品目を指定しまして技術基準を設定し、それを守っていただく、守っていただいた製品については丸や菱形のPSマークを貼っていただき、このマークがないものは市場で流通できない、そのような規制体系となっております。また長期使用製品の安全点検制度はマークということではなくて、8年なり10年後に登録された消費者の方々にメーカーが点検のご案内を出すという制度でございます。特に上側の○PSマークがついた製品について、どのように履行しているかという観点で執行状況をそれぞれ作業がございますので、データとしてご報告します。

まず2ページ目ですが、製品安全4法、それぞれ事業を開始する際、それから製造や輸入をする製品の型式が増えたり減ったりする場合は変更の届出を出していただかないといけないということになっておりまして、この届出が本省及び経済産業局で年間6000件程度ということでございます。ほとんどが電気用品安全法の変更ですから、その作る製品の型式が増えた、減ったということの変更が多いという状況でございます。

それから3ページ目が承認でございます。「例外承認」と称しまして、例えばアンティークの電気用品が昔からあって、そのメンテナンスに必要なパーツの製造であるとか、海外で使うということで日本国内の基準に合わせる必要がないというか、合わせてはいけないものについては炊飯器やプラグなどは特例承認としまして例外承認の取り扱いをさせていただきます。この承認件数が年間500件程度ということでございます。

以上が法律上の手続の受理件数ですが、4ページ目からは違反件数でございます。法令上、技術基準に合っていないもの、あるいはPSマークが元々貼っていないもの、それぞれ全て法令違反になるわけでございますが、これらは試買において商品を購入し、テストし

てみる、あるいは立入検査において事業者に個別に聞き取りをする、そのほかの情報ソースから違反ということを私どもが把握したものにつきましては、全て事業者様に再発防止対策まで含めて検討いただいております。その違反对応件数が平成29年度は380件ということでございます。これは私どものリソースの配分内で行っているということもございまして、多いから危険性が増えているということではございませんけれども、少なくとも違反对応を実際に何件しているかという観点で見ておいていただければということでございます。具体的な違反の内訳につきましては5ページ目に書かせていただいたところでございます。

それから、自治体にも販売事業者においてマークをつけているかという観点での立入検査をお願いしております、平成28年度では15件程度の件数が挙げられているということでございます。

それから、全体に承認であるとか届出であるということが件数が膨大であって資料の点数も多いことですから、これの届出を電子化することが行政効率化上も重要ということでございまして、産業保安グループ全体で届出の電子化というものを進めております。製品安全4法につきましてもこの中で電子化を図っているところでございまして、2年後をめどにシステム化を進めていきたいということで準備しております。

以上が資料6-1でございます。

続きまして、資料6-2のご説明に入らせていただきます。「インターネット取引における製品安全の確保」でございます。先ほどの違反对応とは別途、事故を起こした製品がインターネット上、取り扱われている、あるいは明らかにマークのない製品が流通しているという情報提供も多数情報として寄せられてきております。これらに対して違反对応をしている件数を左上の図のほうに示させていただいております。平成29年度はまだ12月まででございますが、通年で昨年度を上回ることはほぼ確実でございまして、違反件数が増えているということでございます。この違反对応なのですけれども、店舗販売における違反对応もありますが、ただその内訳としてネット販売におけるものの割合が徐々に増えつつあるということでございます。これらについてはインターネットモール事業者様、つまり個別の販売事業者様を取りまとめて1つの市場として運営されているモール形式をとられている方、それから自社のホームページで直接販売されている方、それぞれおりますが、ほとんどがモール形態でプラットフォーム上に自分の販売ショップを出されている方における違反が多いということでございます。これについてはモール事業者様のご協力のあり方

やインターネット取引というのは場合によっては海外から直接個人取引で国の中に入ってくるという問題もございますので、どのような対応が可能か、法律的な整理はどのようにあるべきかということで、昨年度にインターネット取引における製品安全の確保に関する検討会を設置いたしまして、都合4回、検討してきたところでございます。そのときの論点整理は2017年8月に報告書として取りまとめ、公開させていただいたところでございます。

そのときの論点の1つが3ページ目でございます、海外事業者に対して製品安全規制法が適用できるかどうかというところでございます。私ども、本来的に日本に入ってきたときに輸入事業者様、もしくは製造事業者の方に事業届出を出していただいて基準対応をしていただくという法令上のシステムになっているのですけれども、海外において販売をされる方について製品安全規制法が適用になるかどうかというところからして必ずしも共通理解がなかったということでございまして、これについては製品安全規制法は海外であっても効力としては及び得るという整理をしております。これにつきましては「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」というのを経済産業省でつくっております、次回改定、6月ごろの改定をめぐりしてこの論点整理を反映させるということでございます。私どもはこの理解に基づきまして海外で日本に向けて違法な製品を販売されている方への抑止、あるいは働きかけを進めていくという予定でございます。

そのほか国内で様々な基準に合っていない製品の流通については4ページ目にありますとおりモール運営事業者様と協力体制を構築していきたい、まずは一義的にはモール上に出されている出品者の方々への働きかけですが、それで連絡がつかない場合、対応いただけない場合というのはそのモール事業者様のご協力もいただきながら要因を排除していくということでございまして、これについての、5ページ目に具体的な連絡会を開催して情報交換を行っている。今年度はこれまでに2回開催したところでございます。

その中で1つ情報共有できた事例としまして6ページ目でございますが、ポータブル電源としてモバイルバッテリーのすごく大きいものなのですが、屋外で家電が使えるようなかなり巨大な製品が流通しておりまして、これが事故を都合6件起こしておるところでございます。重大事故が2件ということで、私ども、看過できないということでその事業者様には出品の取りやめを働きかけましたし、モール事業者様全体での取り扱いというのを控えていただけるような注意喚起をしてご協力をいただいたところでございます。このような取り組みによりまして、モール事業者様とも協力を強化していきながら、インターネ

ット取引に対して製品安全体制を守る体制を構築していきたいというふうに考えております。

続きまして、資料6-3のご説明でございます。「高齢者の製品安全の向上に関する事業」というものを私どもやっております。これは前回の製品安全小委員会でも少しさわりをご説明させていただいたところでございます。

まず1ページ目でございますが、そもそもの問題意識としまして、高齢者による感電事故というのが非常に多い。特に特徴的なのが人的被害状況で、年代別を見ていただけるとわかるのですけれども、70歳代、80歳代の方々は事故が死亡に結びつくというものが非常に高い。製品起因かという誤使用であったり使用上の取り扱いの事故であったり、下に死亡事故の例ということで書かせていただいているのですが、介護ベッドで挟まって死亡されたということが製品の設計上の問題かというところもそうでもないのですが、これが問題なのは、高齢者の方々がどのように行動し、事故に至ったかということが定量的なデータがなく製造事業者にお返しするようないないということでございます。

2ページ目に、それではということで高齢者の行動データを映像でライブラリ化できないかということをやっております。これについては、ご同意をいただいた方々については本当に居室の動作まで撮ってこれをライブラリ化するというので、明日には「高齢者の行動データライブラリ」というもので公開したいということを考えております。

このライブラリがどう使われるかということが4ページ目でございます。様々な行動パターンが入っているのですが、これを性別や年齢、特定の行動パターンに落とし込んで抽出することで、例えばキッチンの什器配置を設計上にどういうレイアウトにすればいいのかとか、そういう取り扱いを設計者側で考えていけるのではないかとございまして。

どのような使い方があるかということは4ページ目に書かせていただいております。ライブラリを公開前の状態ではございますが、有志の企業の方々にご参加いただきまして、製品設計に反映ができるかということをご検討いただくという実証的な活動を今年度行ってきたところでございます。

以上が資料6-3のご説明でございます。

最後、資料6-4は製品安全の国際連携についてのお話でございます。インターネット取引は国境を越えるということで、特にインターネット取引でリコール対象製品の情報交換とかそういったことは、海外の製品安全当局との関係が重要になってくるということでご

ございます。今年度はちょうど製品安全についての国際会議が日本で11月に開かれたということもございまして、CPSCの委員長代行、それからEUの電子商取引の担当部門長の方と意見交換ができました。そのほか台湾の製品安全当局との情報交換に同席するという機会も得ました。これらが二国間協力、2国間及びその関係団体との情報交換のご報告であります。多国間につきましてはOECDや先ほどご紹介申し上げました国際シンポジウムにも参加し、日本の製品安全、特に情報収集とリコール対応についての紹介を行っております。

あと2ページ目に参りまして、製造環境整備という観点でタイとマレーシアについて技術協力を行っております。日本の製品安全の規制の手法、プラクティスをこの2カ国に対して情報提供することで制度運用の効率化を図っていただくという趣旨で協力を進めているところでございます。

ご説明は以上です。

○三上委員長　　ありがとうございました。

大変多方面にわたって活動を展開されているということ、大変良く理解できました。製品安全小委員会でいうとちょうど1年前に高齢者の行動データなどを蓄積されて公表されたらどうだというご提案ですが、この場であったと思いますが、もう早速明日公表ということで、ありがとうございます。

それでは、皆さんからご意見、ご質問、松本委員、どうぞ。

○松本委員　　資料6-2の最後のところで「ポータブル電源の火災事故への対応」ということが参考事例として上がっているのですが、これの6-1における製品安全関係法の執行との関係についてちょっと確認したいのです。これは電安法なり製品安全法なりに違反をしているということで法執行されたケースなのか、それとも違反はしていないのだけれども、火災事故が起こっているからモールの事業者の皆さん、ちょっと注意して自主的に何かしてくださいねというレベルの話なのか、いずれなのでしょう。

○和田製品安全課長　　この時点では、モバイルバッテリーは電気用品安全法の規制対象外でございました。ただ、事故が起こった製品の原因を究明する過程でポータブル電源につけているACアダプタ自体が基準対応、つまりPSEマークが貼っていないものがあって、その充電に過負荷がかかったのが火災になったということでございますので、このアダプタについては違反对応でございます。

○松本委員　　ということは、アダプタは販売してはいけないけれども、アダプタ抜きで電源だけなら売ってもいいというような扱いになっていて、この電源を買った人はPSEマ

ークのついたアダプタをどこかから探してきてつなげば全く問題ないという扱いになるわけですか。

○和田製品安全課長　今回の違反对応としてはアダプタを規制対応品に替えていただくということで事業者側では発売準備をしておりますが、同時に当該製品が規制対応となった場合には、出荷時には当然対応いただけるのでしょうかということで、今後の対応をしっかりと私どもとしてフォローしております。

○松本委員　わかりました。ありがとうございました。

○三上委員長　伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員　済みません、私もちょっと質問でありまして、資料6-2の3ページにインターネット、海外の取引に対する規制で製品安全関係法に違反するものについては取り締まるということになっているのですが、この中で1つご質問したいのは、海外の事業者が製造して海外の事業者が販売してインターネットを通じて国内に入ってくる、これについては仮に違反ということがあってもどういう形で規制するなり、どういう形で取り締まるのか、どういうシステムになるのか、例えばモールの事業者に対して自主的に載せるということが唯一の方法なのか、それ以外の方法があるのか、そこら辺について具体的に教えていただければと、非常にこれはいろいろな分野で問題になって、必ずしも製品安全だけではない、日本の法令に違反したものはどんどんインターネットを経由して入ってきているという状況の中でどういう形で取り締まるのかというのがかなり大きな関心事でございますので、ちょっと教えていただければと思っています。

○和田製品安全課長　まずインターネットに関する検討会で過去に議論したのは、そもそも法令の適用がありやなしやというところから煮詰まっていなかったものですから、少なくとも法律の適用がある、つまり海外でも日本に対して販売する場合にはちゃんとPSEマークを貼って販売すべきというところまではまず整理をしたところでございます。ただ、そこから先、刑罰の適用がない海外事業者がどこまでそういう注意喚起なり要請に従うかというところはおっしゃるとおり議論がございまして、ほかの法令の並びも今、見ているところでございますが、例えば確実に注意勧告をしたというところに受取拒否をした場合に公示送達という手続をもって届出をしたとみなし、それに従わなければ国内でサンクションを課すというような法令が別途ございます。例えば、そういう対応をするというのも可能性としては考えられます。ただし、私どもとしてはそういう違反品を海外の製品安全当局と連携しながら共同で対応するということが最も望ましいと思っております、例え

ばEUとの関係ではインターネットモールにおける違反製品の摘発状況というのはかなり似ていますので、じゃあその日本からヨーロッパに売ったもの、ヨーロッパから日本に来たものというのはお互いに共同対応できるよねという話を今しておりますので、そういう当局間との連携による海外での対応を促すという道もあろうかと思えます。今後も整理させていただきたいと思っております。

○伊藤委員 済みません、追加的に。確かにその法令がきちっとしているEUとかアメリカあたりはいいのしょうけれども、日本でいろいろと問題になるのはやはり中国だとか、まあこういう国名を挙げてはいけなんでしょうが、東南アジアの国々、こういう国々は必ずしも、まず1つは向こうではイリーガルではないという場合がありますから、日本と必ずしも同じスタンダードではないので、日本ではスタンダード上イリーガルだということになっても向こうでは安全上、これは問題ないといわれる場合もありますし、もちろん両方ともイリーガルということになれば取り締まることもあるのしょうけれども、その場合、日本からの通知でどこまで法執行してくれるのか、コピーライトの問題も含めてこういう諸国においては法令違反をきちっと取り締まっていたという体制がなかなかないというものもあって、現実そこにインプリメンテーションするには幾つか課題があるように思っております。

○和田製品安全課長 特に中国ということでございますけれども、私どもが今、参考に情報収集しておりますのがアメリカのCPSCの取り組みでございます。当然、中国の基準とアメリカの基準は違いますので、アメリカのUL規格なりの基準を守っていただくためにCPSCは現地に、中国にCPSC事務所を設けて制度の普及を事業者働きかけるとともに、アリババのような事業者と個別に協力協定を結んでアメリカに向けた規制適合製品をいかに流通させていただくかという取り組みをしているところでございます。私どもも同じような取り組みができるのか、あるいはもう少し別のやり方があるのかということを探る必要があると思っております、中国に対して今、意見交換の申し入れをしているところでございます。

○三上委員長 ほかにございますか、どうぞ。

○水流委員 インターネットモールそのものは利益の部分もかなりあると思われま。問題となる製品を一斉に消すということは今まではできなかったわけですが、それが一斉にできてしまう。消費者、顧客が買おうとしたときにそれが載っていないとか、あるいはリスクを少しもっている商品だよという情報を添付して、インターネットモールに当該商

品を置くこともできなくはない。PSEマークが付いている製品なのかどうかという情報も提供することができる。賢い消費者が、そのインターネットモールが優良な、エクセレントなサービスが提供できるモールかどうかということ、評価できるような仕組みがあれば、改善が進む可能性があります。具体的には、製品情報の一つとして、何タイプかのマークをつけていって、消費者が買うときに、このマークで条件絞り込みをかけることができるようにしていただく。消費者が当該モールで購入して何らかの被害にあったときに、アクシデントのケースデータ収集システムとしてトラブルや問題の種類・概要を簡単に入力してもらえようとする消費者レポート機能のある程度標準化して準備していただく。今後、顧客はこういうインターネットモールのほうに流れると思いますので、顧客にどんな情報を提供するのかについてのサービス企画というものを整備できたらと思います。インターネットモールをうまく使いこなせない消費者の場合には、使用を代行するサービス事業者もでてくるかもしれません。その代行事業者のサービスそのものの基準・規格概要を先につくっておくことは重要と思います。

○三上委員長　　ほぼ時間にはなつたのですが、松本委員、どうぞ。

○松本委員　　済みません、もう一度今までの議論を振り返って先ほどのポータブル電源の火災事故についての確認なのですが、これは海外の販売業者が日本のモールを通じて売っているという個人輸入のタイプのケースなのか、それとも日本の、誰か知らないけれども、業者が一旦輸入したものを日本のネット上で出店して売っているというケースなのかどちらなのでしょう。つまり、後者の話であれば本来的に日本の法律が適用されて当たり前の話なので、そうではなくて海外の業者が日本のモールを通じて売っている、あるいは海外の業者が海外のモールを通じて日本の消費者向けに売っているという場合に法適用はどうなるのかという難しい問題が出てきますけれども、いずれのケースですか。

○和田製品安全課長　　これは輸入事業者の方がいらっしゃいまして、その輸入事業者から製造事業者にお問い合わせをして、例えば出荷の差し止めとか、そういうお願いをしたケースでございます。ただ問題は、OEMで多数の類似製品がほかのルートで流れていて、輸入事業者の方が全容把握できていなかったということで、型式でインターネットサーチをすると実は最初のモール事業者と別のところで同じ製品が売られていたという問題がございます。それに対して、横で情報交換をして、輸入代理店の方が把握できなかった製品の取り下げを対応したという事例でございます。

○松本委員　　わかりました。その場合、今のケースですと割とわかりやすいのですが、

海外の業者が日本のショッピングモールに直接出店するということがもしあるとした場合に、それはいわばモールを通じて日本の消費者が海外の事業者と直接個人輸入の取引をやっているのだという話になってきますと、日本の製品安全関係の法律はスルーしてしまう可能性があるわけですね。そういう場合は、やはり日本のモール事業者としては法律上の義務はちょっとはつきりしないかもしれないですが、日本の法律に適合したものかどうかについてのチェック等をしていただくのが、先ほどのESGなどの観点からは望ましいことではないかと思います。そうではなくて、日本の消費者が海外のモールから直接購入する場合についてはなかなか日本の法律は手を出せないところがあると思うのですけれども、一番ややこしいのが日本で営業しているモールなのかそうではないのか良くわからないような国際的なモール業者の場合にどうするのかということだと思います。

○和田製品安全課長　　モールの上で出店されている中には海外拠点の事業者様はいらっしゃいます。これは資料6-2で3ページ目に整理させていただきましたとおり、海外からの直接販売ということでございます。これにつきましては製品安全規制法だとまずは国内で一旦輸入される方を置いて、輸入事業者が規制を守っていただくという体系では対応できないので、これについてまずは準則を変えます。次に必要な働きかけを今後考えていきますということで手を打とうと思っています。ほかに必要なことがあれば今後更に検討を進めていきたいと思っております。

○三上委員長　　皆さん、ありがとうございます。12時のチャイムも鳴りましたので、そろそろまとめたいと思います。

この機会に私も一言だけあれさせていただくと、やはりICTの活用によって消費者参加型の製品安全情報流通網が今広がっているように思うのですね。例の科学技術会議の11のプラットフォームを見ますと、なかなか製品安全に関するプラットフォームのところは具体的に言及がないのですね。ただ、国民生活センターのにしろ、NITEさんのにしろ、あるいは長期使用製品の登録情報にしろ、今かなり膨大な製品安全に関する情報が社会的に共有される仕組みができつつあるというような気がしますので、そんな中で皆さんの努力を統合していくようなことも何かあるのかなということを感じました。もちろんそれだけではなくて情報過疎の皆さんにどう届けるのかという別途の課題があると思います。今日は先ほど議題の4ですか、製品安全優良企業表彰の中で消費者行政充実ネットちばでしたか、あそこは本当にフェイスツーフェイスの、まさに情報過疎な皆さんにどうリコール情報を届けるかという活動を地道にやっておられる、ああいう方向もまた1つなのだろうなとい

うことを思います。またリコールについてはやはり数字のもつ意味合いをどう消費者に丁寧にご説明されるかというところが重要だというご指摘が再三ございましたので、その辺また関係団体のほうで深くご検討させていただければなと思いました。その他たくさん今日は貴重なご意見を多数いただきましたので、また迅速に製品安全行政の中にお取り入れいただきたいなと思います。

本日は大変多数のご意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局のほうから最後にご連絡はございますでしょうか。

○和田製品安全課長　本日はどうもありがとうございました。

本日の議事録に関しましては事務局で作成した上で後日、委員の皆様方にご確認いただき、ホームページにおいて公表する予定ですので、よろしく願いいたします。

○三上委員長　それでは、以上をもちまして合同会議を終了いたします。

本日はご多忙中のところを長時間にわたりご熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

—了—